

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書(兼入所申込書)

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

令和 年 月 日

保護者住所

(申込児童との続柄)

保護者氏名

印

保護者連絡先

【入園(所)を希望している子どもの状況】

利用希望施設名	ふりがな	生年月日	性別
第1希望	氏名	平成 令和 年 月 日 (満 歳)	男・女
第2希望			
第3希望			
保育・教育の希望 ○印を記入	・保護者の労働や疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望します。(2・3号認定) ・保育が必要な理由: ・幼稚園において教育の利用を希望します。(1号認定)		
保育の実施を希望する期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで		

【入園(所)している、または入園(所)を希望している子どもの同居世帯員の状況】

区分	氏名	申込児童との続柄	生年月日	性別	職業または学校名
同居しているすべての世帯員	ふりがな ()		年 月 日		
	()		年 月 日		
	()		年 月 日		
	()		年 月 日		
	()		年 月 日		
	()		年 月 日		
	()		年 月 日		
	()		年 月 日		
生活保護適用の有無	適用なし 適用あり(令和 年 月 日 保護開始)				

* 町記載欄 (町での記載欄ですので、記入する必要はありません。)

受付年月日 年 月 日

認定の可否	認定者番号	認定区分等
可・否 (否とする理由) 令和 年 月 日 認定		□1号 □2号 □3号 (□標 □短)
支給(入所)の可否		支給(利用)期間
可・否 (否とする理由) 【 □施設型 □地域型 □特例施設型 □特例地域型 】		時 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
入所施設(事業者)名	備考欄	

(記入例及び申請時注意事項)

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書(兼入所申込書)

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

年 月 日

保護者住所 徳之島町 亀津〇〇〇〇番地

(申込児童との続柄)

利用を希望する
幼稚園・保育園(所)を記入

徳之島 和人

印

父

保護者連絡先

090-1111-〇〇〇〇

日中連絡の取れる電話番号を記入

【入園(所)している、または入園(所)を希望している子どもの同居世帯員の状況】

利用希望施設名	ふりがな とくのしま たろう	生年月日	性別
第1希望	氏名 徳之島 太郎	平成28年12月12日 (満5歳)	男 女
第2希望			
第3希望			
保育・教育の希望 ○印を記入	・保護者の労働や疾病等の理由により、保育所等において保育の利 ・保育が必要な理由: ・幼稚園において教育の利用を希望します。(1号認定)		必ず記入してください (幼稚園を希望する場合)
保育の実施を希望する期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで		

【入園(所)している、または入園(所)を希望している子どもの同居世帯員の状況】

期間は「希望日～年度末」までです

区分	氏名	子どもとの続柄	生年月日	性別	職業または学級
同居しているすべての世帯員	ふりがな(とくのしま かずと) 徳之島 和人	父	昭和58年11月2日	男 女	会社員
	(とくのしま はなこ) 徳之島 花子	母	昭和58年6月26日	男 女	会社員
	(とくのしま さくら) 徳之島 桜	姉	平成21年5月14日	男 女	小学校4年生
	(とくのしま いちろう) 徳之島 一郎	祖父	昭和25年7月24日	男 女	自営業
	()		年 月 日	男 女	
	()		日 日	男 女	
	()			男 女	
	()		年 月 日	男 女	
生活保護適用の有無	適用なし 適用あり(令和 年 月 日 保護開始)				

【各施設への入所については下記の事項について、ご注意ください】

- 1…幼稚園・保育所のどちらも、希望者が多数いた場合、希望する施設へ入所できない場合があること。
- 2…入所基準に該当しないため、保育所への入所が認められない場合や実施期間の希望に添えない場合があること。

保育所(園)へ入所できる基準

保育所へ入所できる児童は、両親いずれも(両親と別居している場合には児童の面倒をみているもの)が次のいずれかの事情にある場合です。

- ①家庭外労働→児童の親が家庭の外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合
- ②家庭内労働→児童の親が家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合
- ③親のいない家庭→死亡・行方不明・拘禁などの理由により親がいない家庭の場合
- ④母親の出産等→出産の際(出産前後の一定期間)に、病気・負傷・心身に障害があるなど、その児童の保育ができない場合
- ⑤病人の看護等→長期にわたる病人や、心身に障害のある人のため、親がいつもその看護にあたっている家庭の場合
- ⑥自然災害等→火災・風水害・地震等で被災し、家屋が破損するなど、その復旧の間、児童の保育ができない場合